

科学技術・学術審議会の公開の手続きについて

平成31年3月13日
科学技術・学術審議会決定
令和2年8月5日
一部改正
令和5年3月23日
一部改正

科学技術・学術審議会令第11条及び科学技術・学術審議会運営規則第11条に基づき、科学技術・学術審議会の公開の手続きについて以下のように定める。

1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

2 傍聴については、以下のとおりとする。

（1）一般傍聴者

① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。

② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

（2）報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。

（3）会議の撮影、録画、録音について

① 傍聴者は、会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。

② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

ア．会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、会長又は事務局の指示に従うものとする。

イ．スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

（4）その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。